

生野ダム特 定猟具使用 禁止区域 (銃器)	朝来市生野町所在の生野ダム湖水面の周囲道路（県道 生野青垣線および市道野原線）に囲まれた一円の区域	平成19年11月 1日から平成 25年10月31日 まで
--------------------------------	--	---------------------------------------

## 兵庫県告示第 1095 号

昭和50年兵庫県告示第2214号（銃猟禁止区域）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。  
平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定した。」を「次の区域を銃器を特定猟具の種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表猪名川銃猟禁止区域の項、表城山台銃猟禁止区域の項、表長楽園銃猟禁止区域の項、表津万井銃猟禁止区域の項、表姫路市白鳥池銃猟禁止区域の項及び表日高町猪爪銃猟禁止区域の項名称の欄中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域（銃器）」に改め、表三田銃猟禁止区域の項及び表神出銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

三田特定猟 具使用禁止 区域（銃器 ）	三田市四ツ辻における国道176号と県道福住三田線との交点を起点として、同県道を北東進して市道広野東向線との交点に至り、同所から同市道を東進及び南進して農道（通称沢農道）との交点に至り、同所から同農道を東進及び南進して市道井ノ草東向線との交点に至り、同所から同市道を南進して市道四ツ辻東山線との交点に至り、同所から同市道を東進して市道上本庄広野停車場線との交点に至り、同所から市道上本庄広野停車場線を南東進して市道求め塚線との交点に至り、同所から市道求め塚線を東進して市道末西線との交点に至り、同所から市道末西線を北東進して同市末字深先における里道との交点に至り、同所から同里道を東進して市道末西北浦線との交点に至り、同所から同市道を北東進して市道下青野末西線との交点に至り、同所から市道下青野末西線を北進して市道下青野須磨田線との交点に至り、同所から市道下青野須磨田線を北進して同市下青野字金糞905号	平成19年11月 1日から平成 20年10月31日 まで
------------------------------	---	---------------------------------------

番地の2との交点に至り、同所から県道曾地中三田線と市道西通り線の交点を見通した線を東進して同所に至り、同所から同県道を南進して県道福住三田線との交点に至り、同所から県道福住三田線を東進して市道中瀬松線との交点に至り、同所から同市道を北進して黒川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進して市道乙原下平田線との交点に至り、同所から同市道を北進して市道乙原万年田線との交点に至り、同所から同市道を北進して県道三田篠山線との交点に至り、同所から同県道を北進して農道乙原1号との交点に至り、同所から同農道を北進して農道乙原2号との交点に至り、同所から同農道を北進して林道大根谷線の交点に至り、同所から同林道を東進して県道三田篠山線の交点に至り、同所から同県道を北進して黒川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南進して市道乙原小柿線との交点に至り、同所から同市道を東進して市道長登呂持田線との交点に至り、同所から同市道を南進して県道三田篠山線との交点に至り、同所から同県道を南進して、同市尼寺における不動谷川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西進して市道広野黒郷線との交点に至り、同所から同市道を西進して市道ダム提頂線との交点に至り、同所から市道ダム提頂線を西進して青野ダム堰堤の左端に至り、同所から青野川左岸を南西進して国道176号との交点（加茂大橋南詰）に至り、同所から同国道を南東進して県道三田後川上線との交点に至り、同所から同県道を北東進して県道川西三田線との交点に至り、同所から県道川西三田線を東進して同市香下における市道香下木器線との交点に至り、同所から同市道を北東進して関西学院千刈キャンプ場敷地北端に至り、同所から同キャンプ場敷地北端境界を東進して宝塚市と三田市の市界との交点に至り、同所から同市界を南進して三田市、宝塚市及び神戸市の3市界交点（大岩が獄山頂）に至り、同所から三田市と神戸市の市界を西進して市道三田光明寺線との交点に至り、同所から同市道を北西進して市道東山田線との交点に至り、

同所から市道東山田線を南西進して山田川との交点（大前橋）に至り、同所から山田川を南西進してＪＲ福知山線との交点に至り、同所から同ＪＲ線を南東進して三田市と神戸市の市界との交点に至り、同所から同市界を西進して三田市、神戸市及び三木市の３市界交点に至り、同所から三田市と三木市の市界を北西進して三田市、三木市及び加東市の３市界交点に至り、同所から三田市と加東市の市界を北西進して三田市、加東市及び篠山市の３市界交点に至り、同所から三田市と篠山市の市界を東進して県道黒石三田線との交点（三本峠）に至り、同所から同県道を南東進して県道小野藍本線との交点に至り、同所から県道小野藍本線を北東進して市道相野台２号との交点に至り、同所から同市道を北進して藍本字美濃畑４０９番２地先における里道との交点に至り、同所から同里道を北東進してＪＲ福知山線軌道を越え県道小野藍本線との交点に至り、同所から同県道を東進してＪＲ福知山線踏切（藍本踏切）を渡り国道１７６号との交点に至り、同所から同国道を南進及び南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

神出特定猟具使用禁止区域（銃器）

神戸市西区神出町紫合における県道神戸加古川姫路線と加古郡稲美町との交点を起点として、同所から同市町界を北進して神戸市、三木市及び稲美町の３市町界交点に至り、同所から神戸市と三木市の市界を東進して神戸市西区神出町五百蔵における市道大久保広野線との交点に至り、同所から同市道を西進して市道神出里６２２号との交点に至り、同所から同市道を南西進して市道神出村第７４号との交点に至り、同所から同市道を南西進して県道神戸加古川姫路線との交点（田井交差点）に至り、同所から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、雌岡山鳥獣保護区の区域を除く。

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。

兵庫県告示第 1096 号

昭和52年兵庫県告示第2214号（銃猟禁止区域）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。  
平成19年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定した。」を「次の区域を銃器を特定猟具の種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表赤穂市大津銃猟禁止区域の項及び表小野市榎山銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

<p>赤穂市大津 特定猟具使 用禁止区域 (銃器)</p>	<p>赤穂市大津における市道権現川線と市道神保中央線との交点を起点として、市道神保中央線を西進して市道大津加賀苧線との交点に至り、同所から市道大津加賀苧線を西進して市道奥神社線に至り、同所から市道奥神社線を西進して市道大津湯の内池線に至り、同所から市道大津湯の内池線を北進してJR山陽新幹線高架下に至り、同所から同市道を北進して農道との交点に至り、同所から同道を北東進して同市大津字権現と同市大津字湯の内との字界交点に至り、同所から同字界（山林尾根）を東進及び北東進して同市大津と同市西有年との大字界交点に至り、同所から同大字界（山林尾根）を東進及び北東進して同市大津、同市西有年及び同市真殿との3大字界交点に至り、同所から同市大津と同市真殿との大字界を東進して同市大津、同市真殿及び同市塩屋との3大字界交点に至り、同所から同市真殿と同市塩屋との大字界を東進して同市真殿、同市塩屋及び同市木津との3大字界交点に至り、同所から同市塩屋と同市木津との大字界（山林尾根）を南東進及び南西進して同市塩屋字彦大夫山と同市塩屋字細尾との字界交点に至り、同所から同字界（山林尾根）を北進して同市塩屋の亀谷池に至り、同所（亀谷池）の右岸を通り砂防河川・亀谷川を南進して市道赤穂インター循環線との交点に至り、同所から同市道を西進及び南進して農道法花垣内2号との交点に至り、同所から同農道を西進して市道大津権現川線との交点に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月 1日から平成 29年10月31日 まで</p>
---	---	---

小野市榎山 特定猟具使 用禁止区域 (銃器)	小野市榎山町における県道加古川小野線と市道4220号との交点を起点として、同所から同市道を東進して市道4218号との交点に至り、同所から同市道を南東進して小野市と三木市との市境界交点に至り、同所から同市境界を南西進及び北西進して県道加古川小野線との交点に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。
---------------------------------	---	---

## 兵庫県告示第 1097 号

昭和53年兵庫県告示第2435号（銃猟禁止区域）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。  
平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定した。」を「次の区域を銃器を特定猟具の種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表神子畑銃猟禁止区域の項を削り、表神戸市西区銃猟禁止区域の項及び表鳴尾山銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

神戸市西区 特定猟具使 用禁止区域 (銃器)	神戸市西区平野町における国道175号の平野橋を起点として、同所から同国道を北進して市道神戸二見線との交点に至り、同所から同市道を西北進して同町印路における県道野村明石線との交点に至り、同所から同県道を北進して神戸市西区神出町上北古における神出村66号との交点に至り、同所から同66号を北東進して神出村67号との交点に至り、同所から同67号を東進して国道175号との交点に至り、同所から同国道を南進して同町と神戸市西区平野町との町界に至り、同所から同町界を北東進して同区押部谷町と同区平野町及び同区神出町との3町界交点に至り、同所から同区神出町と同区押部谷町の町界を北東進及び南東進及び北東進及び北西進及び南西進及び北東進及び南東進して同区押部谷町高和632番地に	平成19年11月1日から平成20年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。
---------------------------------	---	---

おける山際との交点に至り、同所から山際を南東進及び北西進及び北進及び北東進して同区押部谷町細田の西盛第4橋西詰との交点に至り、同所から西盛川を南進し明石川との合流点に至り、同所から同川を南東進し忍海橋に至り、同所から県道平野三木線を南西進して市道細田2号との交点に至り、同所から同市道及び市道押部谷24号を南東進して山際との交点に至り、同所から山際を西進及び南西進して山道との交点に至り、同所から同山道を南西進及び南東進して同町高和999番地との交点に至り、同所から山際を東進して性海寺の敷地との交点に至り、同所から同敷地の北側境界を西進して性海寺北西端における山際（尾根線）との交点に至り、同所から同尾根線を北進して農事組合法人養田農園の管理道路との交点に至り、同所から同道路を東進及び南進及び東進して交差する管理道路との交点に至り、同所から同道路を南進して交差する道路との交点に至り、同所から同道路を南東進して大池の土手との交点に至り、同所から同土手を南進及び南東進して里道押部谷413号との交点に至り、同所から同里道を西進して清水谷川との交点に至り、同所から同川を南東進して清水谷池の土手との交点に至り、同所から同土手を南西進して県道神戸加古川姫路線との交点に至り、同所から同県道を南東進して県道小部明石線との交点に至り、同所から県道小部明石線を南西進して同市西区玉津町二ツ屋における第二神明道路との交点に至り、同所から第2神明道路を西進して国道175号との交点に至り、同所から同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、神戸市西区押部谷町細田19番地の1、同町細田19番地の2、同町細田20番地、同町細田21番地、同町細田22番地の1、同町細田23番地、同町細田24番地の1、同町細田28番地の1、同町細田28番地の2、同町細田29番地の1、同町細田30番地、同町細田31番地、同町細田32番地、同町細田33番地、同町細田34番地、西谷口池、同町細田75番地、同町細田76番地の1、同町細田76番地の2及び同町細田77番地の区域を

	含む。	
鳴尾山特定 猟具使用禁 止区域（銃 器）	西脇市野村町における県道西脇八千代市川線と県道西脇三田線との交点を起点として、同所から同県道を南進して西脇市と加東市との市境界に至り、同所から同市境界を西進して市道西脇滝野線との交点に至り、同所から同市道を北進して県道西脇八千代市川線との交点に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月 1日から平成 20年10月31日 まで。ただし、 毎年11月15日 から翌年2月 末日までの期 間に限る。

## 兵庫県告示第 1098 号

昭和57年兵庫県告示第2406号（銃猟禁止区域）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。  
平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定した。」を「次の区域を銃器を特定猟具の種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表阪神銃猟禁止区域の項名称の欄中、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域（銃器）」に改め、表神戸銃猟禁止区域の項及び表常磐ダム銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

神戸特定猟 具使用禁止 区域（銃器 ）	神戸市西区玉津町二ツ屋における第二神明道路と県道小部明石線との交点を起点として、同県道を北東進して同区榎谷町寺谷に至り、同所から同区押部谷町近江を経て同町細田に至る道路（通称開拓道路）を北西進して同町細田における県道平野三木線との交点に至り、同所から同県道を東進して忍海橋に至り、同所から明石川を下り明石川と西盛川との合流点に至り、同所から西盛川を上り西盛第四橋西詰と山道との交点に至り、同所から同山道を西進及び北西進及び北進及び南東進して神戸市西区高雄台と同区押部谷町との境界（同区高雄台22番地25）に至り、同所から同境界を北進して同区高雄台22番地23に至り、同所から同境界を西進して同区高雄台22番地	平成19年11月 1日から平成 24年10月31日 まで。ただし、 毎年11月15日 から翌年2月 末日までの期 間に限る。
------------------------------	--	---

13に至り、同所から同境界を北進して同境界上の同区高雄台22番地9と市道富士見が丘5丁目10号との交点に至り、同所から同市道を北西進して市道大久保広野線との交点に至り、同所から同市道を北東進して神戸市と三木市との市界との交点に至り、同所から同市界を北進及び東進及び南東進して市道押部谷村38号との交点に至り、同所から同市道を南進して県道神戸三木線との交点に至り、同所から同県道を南東進して同区押部谷町木見における県道小部明石線との交点に至り、同所から同県道を東進して神戸市北区山田町藍那における市道水呑木津線との交点に至り、同所から同市道を西進して藍那小学校敷地先に至り、同所から関西電力高圧送電線（六甲線）に沿って北東進して同区日の峰と同区山田町原野との境界に至り、同所から同境界を北進及び東進及び北進して国道428号との交点に至り、同所から同国道を東進して市道柏尾台1号との交点に至り、同所から同市道を北進して同区柏尾台と同区山田町原野との境界に至り、同所から同境界を西進及び北進及び南東進して同区柏尾台の東端に至り、同所から同区青葉台の東端を見通した線を経て同所に至り、同所から同区青葉台と同区山田町原野との境界を南西進して大滝橋に至り、同所から国道428号を南東進して県道神戸三田線との交点に至り、同所から同県道を北東進して同区有野町有野における県道市之瀬有馬線との交点に至り、同所から同県道を北西進して同区八多町柳谷における六甲北有料道路との交点に至り、同所から同有料道路を北進して同町吉尾における県道三木三田線との交点に至り、同所から同県道を北進して中国自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北西進して道場南口と善入大池を結ぶ神戸市が設定している「太陽と緑の道」との交点に至り、同所から「太陽と緑の道」を南西進して神戸市北区大沢町上大沢における県道山田三田線との交点に至り、同所から同県道を北進して県道西脇三田線との交点に至り、同所から同県道を東進して国道176号との交点に至り、同所から同国道を南



	<p>進して県道山口住吉線との交点に至り、同所から同県道を南進して同区有馬町における県道宝塚唐櫃線との交点に至り、同所から同県道を東進して芦有開発道路との交点に至り、同所から同道路を南東進して、神戸市と西宮市との市界との交点に至り、同所から同市界を南進して神戸市と西宮市、芦屋市との3市界交点に至り、同所から神戸市と芦屋市との市界を南進して阪急電鉄神戸線軌道との交点に至り、同所から同軌道を西進して灘区における石屋川との交点に至り、同所から石屋川右岸を北進して市道山ろく線との交点に至り、同所から同市道を西進して県道神戸三田線との交点に至り、同所から同県道を南進して国道28号との交点に至り、同所から同国道を西進して県道神戸明石線との交点に至り、同所から同県道を西進して第二神明道路との交点に至り、同所から同道路を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域及び神戸市西区美穂が丘、同市北区大池見山台及び同区花山台の住宅団地の区域。ただし、高取山鳥獣保護区、六甲山鳥獣保護区の区域を除く。</p>	
<p>常盤ダム特定猟具使用禁止区域（銃器）</p>	<p>淡路市常盤所在の常盤ダム（戸ヶ鼻池を含む）におけるダム水面及び同ダムに隣接する国有地の一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成29年10月31日まで</p>

兵庫県告示第 1099 号

昭和58年兵庫県告示第2507号（銃猟禁止区域）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。  
平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定した。」を「次の区域を銃器を特定猟具の種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表権現ダム北銃猟禁止区域の項及び表篠山銃猟禁止区域の項名称の欄中、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域（銃器）」に改め、表秋津銃猟禁止区域の項、表黒谷銃猟禁止区域の項、

表奥若杉銃猟禁止区域の項、表円山川沿岸銃猟禁止区域の項、表三方銃猟禁止区域の項及び表神出・岩岡銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

秋津特定猟具使用禁止区域（銃器）	加東市古家における県道小野藍本線と市道秋津台環状線との交点を起点として、同所から同市道を北進して市道観光2号との交点に至り、同所から同市道を北進して市道秋津古家線との交点に至り、同所から同市道を北進して旧東条町と旧社町の旧町界との交点に至り、同所から同旧町界を北東進して市道秋津清水線との交点（旧社町、三田市及び旧東条町の旧3市町界交点）に至り、同所から同市道を南進して加東市西戸における県道小野藍本線との交点に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成25年10月31日まで
黒谷特定猟具使用禁止区域（銃器）	加東市黒谷における県道平木東条線と県道小野藍本線との交点を起点として、同所から同県道を南西進して市道大神廻淵線との交点に至り、同所から同市道を北進して旧東条町と旧社町との旧町界に至り、同所から同旧町界を北進して県道平木東条線との交点に至り、同所から同県道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成25年10月31日まで
奥若杉特定猟具使用禁止区域（銃器）	養父市大屋町若杉における同市と宍粟市との市境界と県道大屋波賀線との交点（若杉峠）を起点として、同所から同県道を東進して養父市大屋町若杉字奥山における通称東谷の山道との交点に至り、同所から同山道を南進して南但森林計画区10林班と同11林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進して同4林班と同7林班との林班界に至り、同所から同林班界を南西進して宍粟市と養父市大屋町との市境界に至り、同所から同市境界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成25年10月31日まで
円山川沿岸特定猟具使用禁止区域	養父市八鹿町と豊岡市日高町の市境界と円山川右岸堤防との交点を起点として、同所から同堤防を南進して養父市八鹿町伊佐における伊佐橋東詰を経て同市八鹿町浅	平成19年11月1日から平成25年10月31日

<p>(銃器)</p>	<p>間字篠谷356-1における円山川右岸との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進して円山川右岸バイパスとの交点に至り、同所から同バイパスを南進して同市（旧養父町）を経て朝来市和田山町林垣における糸井橋東詰に至り、同所から円山川右岸堤防を南進して朝来市物部における物部橋東詰に至り、同所から県道養父朝来線を北東進して国道312号との交点に至り、同所から同国道を南進して市道山口旧国道線との交点に至り、同所から同市道を南進して国道312号と市道羽瀨旧県道2号線との交点に至り、同所から同市道を北西進してJR播但線との交点に至り、同所から同JR線を北進して神子畑橋梁北詰に至り、同所から円山川左岸堤防を北進して多々良木橋西詰を経て養父市千石橋西詰に至り、同所から県道宮津八鹿線を西進して大屋橋東詰に至り、同所から円山川支流の大屋川右岸を南進して大屋川と建屋川の合流地点右岸に至り、同所から建屋川右岸を南進して稲津橋東詰に至り、同所から同橋を通過して同橋西詰に至り、同所から建屋川左岸を北進して大屋川との合流地点左岸に至り、同所から大屋川右岸を西進して浅野橋南詰に至り、同所から同橋を通過して同橋北詰に至り、同所から大屋川右岸を北東進して大屋橋西詰に至り、同所から円山川左岸堤防を北進して下網場大橋南詰に至り、同所から八木川右岸堤防を南西進して朝倉橋南詰に至り、同所から同橋を通過して同橋北詰に至り、同所から八木川左岸堤防を北東進して下網場大橋北詰に至り、同所から円山川左岸堤防を北進して養父市八鹿町と豊岡市日高町の市境界との交点に至り、同所から同市境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>まで</p>
<p>三方特定猟具使用禁止区域（銃器）</p>	<p>宍粟市一宮町三方町における県道森添三方線と市道三方町線との交点を起点として、同所から同市道を西進して市道三方町河原田線との交点に至り、同所から同市道を南西進して同町河原田と同町三方町との大字界に至り、同所から同大字界を北進して通称奥の谷里道との交点</p>	<p>平成19年11月1日から平成25年10月31日まで</p>

	至り、同所から同里道を東進して県道道谷三方線との交点に至り、同所から同県道を南進して県道森添三方線との交点に至り、同所から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
神出・岩岡 特定猟具使用 禁止区域 (銃器)	神戸市西区神出町田井における国道175号と県道神戸加古川姫路線の交点を起点として、同所から国道175号線を南進して市道神出村第67号との交点に至り、同所から同市道を西進して、市道神出村第66号との交点に至り、同所から同市道を南西進して県道野村明石線との交点に至り、同所から同県道を南進して同区平野町印路における市道神戸二見線との交点に至り、同所から同市道を西進して神戸市役所岩岡出張所前における県道大久保稲美加古川線との交点に至り、同所から同県道を北進して市道神出岩岡線との交点に至り、同所から同市道を北東進して同区神出町新々田における県道野村明石線との交点に至り、同所から同県道を北進して同区神出町練部屋における県道神戸加古川姫路線との交点に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成25年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。

兵庫県告示第 1100 号

昭和59年兵庫県告示第2141号（銃猟禁止区域）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。  
平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定した。」を「次の区域を銃器を特定猟具の種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表三木市大村銃猟禁止区域の項、表嬉野台銃猟禁止区域の項及び表農業公園銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

三木市大村 特定猟具使用 禁止区域	三木市大村における市道岩宮大村線と金剛寺谷川との交点を起点として、同所から同川を北進して同市大村字大門988番地と同字大門1067-197番地との地番界に至	平成19年11月1日から平成26年10月31日
-------------------------	--	-------------------------

(銃器)	り、同所から同字大門989番地と同字大門1067-200番地の地番界を進み東谷池の南東端を進み谷筋に至り、同所から同谷筋を東進して三木市平田と同市大村との大字界に至り、同所から同大字界を北進して同市平田字草加野と同字新野との字界交点に至り、同所から同字界を東進して三木市平田と同市加佐の大字界交点に至り、同所から同大字界を東進して市道加佐草加野線との交点に至り、同所から同市道を南東進して市道加佐久留美線との交点に至り、同所から同市道を東進して市道跡部西線との交点に至り、同所から同市道を南進して市道岩宮大村線との交点に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	まで
嬉野台特定 猟具使用禁 止区域(銃 器)	加東市久米における県道西脇三田線の久米橋東詰を起点として、同所から同県道を東進して中国自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南東進して旧東条町と旧社町の旧町界との交点に至り、同所から同旧町界を南進及び北西進して加東市下久米字南山1727-454番地先(グリーンエースカントリークラブ入口)の市道大学前上久米線との交点に至り、同所から同市を南進及び西進して県道東条社線との交点に至り、同所から同県道を北西進して市道嬉野久米線との交点に至り、同所から同市道を北進及び東進して市道前谷並田線との交点に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成26年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。
農業公園特 定猟具使用 禁止区域( 銃器)	神戸市立農業公園(所在地は、神戸市西区押部谷町高和神戸市西区押部谷町高和1557-1)の区域	平成19年11月1日から平成26年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。

兵庫県告示第 1101 号

昭和61年兵庫県告示第1622号（銃猟禁止区域）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。  
平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏 三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定した。」を「次の区域を銃器を特定猟具の種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表赤穂銃猟禁止区域の項、表相生銃猟禁止区域の項、表揖電銃猟禁止区域の項、表姫路銃猟禁止区域の項、表川西・猪名川銃猟禁止区域の項、表伊丹・尼崎銃猟禁止区域の項、表西宮・芦屋・神戸銃猟禁止区域の項、表小野市高山銃猟禁止区域の項、表加西市北条西銃猟禁止区域の項、表加西市中部銃猟禁止区域の項、表春日インターチェンジ銃猟禁止区域の項及び表志筑銃猟禁止区域の項名称の欄中、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域（銃器）」に改め、表玉津岩岡銃猟禁止区域の項、表丹生山銃猟禁止区域の項、表神戸北銃猟禁止区域の項、表道場町銃猟禁止区域の項及び表西脇銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

<p>玉津岩岡特定猟具使用禁止区域（銃器）</p>	<p>神戸市西区伊川谷町における第二神明道路大蔵谷インターチェンジを起点として、神戸市と明石市との市界を西進、北進、西進、及び北西進して神戸市と明石市と加古郡稲美町との3市町界交点に至り、同所から神戸市と同郡稲美町との市町界を東進して神戸市西区神出町紫合における県道野村明石線との交点に至り、同所から同県道を南進して県道六分一神出線との交点に至り、同所から県道六分一神出線を南西進して市道神出岩岡線との交点に至り、同所から同市道を南西進して県道大久保稲美加古川線との交点に至り、同所から同県道を南西進して神戸市西区岩岡町岩岡における市道神戸二見線との交点に至り、同所から同市道を南東進して神戸市西区平野町西戸田における国道175号との交点に至り、同所から同国道を南進して神戸市西区玉津町小山における第二神明道路との交点（玉津インターチェンジ）に至り、同所から同道路を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区</p>	<p>平成19年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>
---------------------------	---	--

	域	
<p>丹生山特定 猟具使用禁 止区域（銃 器）</p>	<p>神戸市北区山田町藍那における関西電力高压送電線（六甲線）と市道水呑木津線との交点を起点として、同所から同市道を北西進して市道西下木津線との交点に至り、同所から市道西下木津線を北西進して同区山田町西下における県道三木下谷上線との交点に至り、同所から同県道を北西進して一の瀬橋西詰に至り、同所から山田川右岸と神戸市と三木市との市界交点を見通した線を経て同所に至り、同所から同市界を北東進及び北進してシビレ山山頂（標高466.0メートル）に至り、同所から尾根線を東進して標高512.9メートルの三角点に至り、同所から尾根線をさらに東進して標高586.1メートルの三角点（帝釈山）に至り、同所から神戸市が設定している「太陽と緑の道」を東進して国道428号との交点（岩谷峠）に至り、同所から同国道を南進して同区山田町福地における県道三木下谷上線の交点に至り、同所から同県道を西進して同区山田町東下における「太陽と緑の道」との交点（丹生神社前）に至り、同所から「太陽と緑の道」を南西進して同区山田町藍那における関西電力高压送電線（六甲線）との交点に至り、同所から同送電線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>
<p>神戸北特定 猟具使用禁 止区域（銃 器）</p>	<p>神戸市北区淡河町淡河における県道三木三田線と国道428号との交点を起点として、同所から同県道を南西進して神戸市と三木市との市界交点に至り、同所から同市界を北西進、北東進、南東進及び北進して神戸市と三木市と三田市との3市界交点に至り、同所から神戸市と三田市との市界を南東進して神戸市北区長尾町宅原における国道176号との交点に至り、同所から同国道を南進して県道定塚四軒茶屋線との交点に至り、同所から同県道を西進して県道西脇三田線との交点に至り、同所から県道西脇三田線を西進して県道山田三田線との交点に至り、同所から県道山田三田線を南西進して善入大池東側にお</p>	<p>平成19年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>

	<p>ける神戸市が設定している「太陽と緑の道」との交点に至り、同所から「太陽と緑の道」を南進及び北東進して長尾町宅原における中国自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南東進して県道三木三田線との交点に至り、同所から同県道を南西進して神戸市北区八多町上小名田における市道田尾寺線との交点に至り、同所から同市道を南東進して六甲北有料道路との交点に至り、同所から同道路を南西進して県道市野瀬有馬線との交点に至り、同所から同県道を北西進して県道三木三田線との交点に至り、同所から県道三木三田線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	
<p>道場町特定 猟具使用禁 止区域（銃 器）</p>	<p>神戸市北区有野町二郎における神戸市と西宮市の市界と国道176号との交点を起点として、同所から同国道を北進して神戸市と三田市との市界交点に至り、同所から同市界を東進して神戸市、三田市及び宝塚市との3市界交点（大岩岳）に至り、同所から神戸市と宝塚市との市界を南進及び西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、鐳射山鳥獣保護区のうち神戸市の区域を除く。</p>	<p>平成19年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>
<p>西脇特定猟 具使用禁止 区域（銃器 ）</p>	<p>西脇市郷瀬町における県道郷の瀬野村線と国道427号との交点を起点として、同所から同国道を南東進及び南進して国道175号との交点に至り、同所から同国道を北東進して市道嶋上比延線との交点に至り、同所から同市道を東進及び北進して市道上比延17号との交点に至り、同所から同市道を北西進して県道西脇篠山線との交点に至り、同所から同県道を東進して県道黒田庄多井田線との交点に至り、同所から同県道を南進及び西進して市道鹿野比延1号との交点に至り、同所から同市道を南西進してJR加古川線との交点に至り、同所から同JR線を西進して県道黒田庄多井田線との交点に至り、同所から同県道を南進して市道高松1号との交点に至り、同所から同市道を南進して市道高松18号との交点に至り、同所</p>	<p>平成19年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>



から同市道を南進して市道高松11号との交点に至り、同所から同市道を南東進して県道西脇口吉川神戸線との交点に至り、同所から同県道を南進して加東市との市界に至り、同所から同市界を西進して県道西脇三田線との交点に至り、同所から同県道を北進して県道西脇八千代市川線との交点に至り、同所から同県道を西進して県道郷の瀬野村線との交点に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

兵庫県告示第 1102 号

昭和62年兵庫県告示第1681号の5（銃猟禁止区域）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定した。」を「次の区域を銃器を特定猟具の種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表岩山銃猟禁止区域の項を削り、表夜久野銃猟禁止区域の項、表加西市西部銃猟禁止区域の項、表安富ダム銃猟禁止区域の項及び表西播磨テクノポリス銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

<p>夜久野特定 猟具使用禁 止区域（銃 器）</p>	<p>朝来市山東町野間における国道9号と県道大江山東線との交点を起点として、同所から同県道を北進して市道田ノ口白井線との交点に至り、同所から同市道を北進して旧朝来郡山東町と旧朝来郡和田山町との旧町界に至り、同所から同旧町界を東進して京都府と兵庫県の府県界との交点に至り、同所から同府県界を南東進して国道9号との交点に至り、同所から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成29年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>
<p>加西市西部 特定猟具使 用禁止区域 （銃器）</p>	<p>加西市北条町小谷における中国自動車道と市道北条若井線との交点を起点として、同所から同市道を北進して市道殿原若井線との交点に至り、同所から同市道を南東進して県道大和北条停車場線との交点に至り、同所から同県道を南進して市道鴨谷別所線との交点に至り、同所</p>	<p>平成19年11月1日から平成29年10月31日まで。ただし、毎年11月15日</p>

	から同市道を北東進して市道殿原逆線との交点に至り、同所から同市道を南東進して中国自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	から翌年2月末日までの期間に限る。
安富ダム特定猟具使用禁止区域（銃器）	姫路市安富町皆河における安富ダムえん堤右岸と県道東河内安富線との交点を起点として、同所から同県道を北東進して市道安富2号との交点に至り、同所から同市道を北進して市道安富3号との交点に至り、同所から同市道を南進して県道東河内安富線との交点に至り、同所から同県道を北東進して市道安富9号との交点に至り、同所から同市道を南西進して安富ダムえん堤左岸との交点に至り、同所から同ダムえん堤を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
西播磨テクノポリス特定猟具使用禁止区域（銃器）	たつの市新宮町下筋原における獄ノ尾川とJR姫新線との交点を起点として、同所から同JR線を東進して県道千種新宮線との交点に至り、同所から同県道を南進してたつの市新宮町角亀における県道相生山崎線との交点に至り、同所から市道角亀二柏野線を南進して相生市とたつの市との市境界交点に至り、同所から同市境界を西進して、相生市とたつの市及び赤穂郡上郡町との3市町界交点に至り、上郡町光都3丁目、同町光都2丁目、同町光都1丁目（旧赤穂郡上郡町大字金出地字久保峠の区域を除く）、同町大字金出地字木戸口及び同町字国光奥の一円の区域を含み、同町光都1丁目の西北端大字界における赤穂郡上郡町と佐用郡佐用町との町境界並びに県道千種上郡線との町界交点に至り、同所から赤穂郡上郡町と佐用郡佐用町との町境を東進して、赤穂郡上郡町と佐用郡佐用町とたつの市の3市町界交点に至り、同所からたつの市と佐用郡佐用町との市町境界を北進して佐用郡佐用町三原字藤尾と同町字大谷との交点に至り、同所から尾根筋を下り（東進）獄ノ尾川との交点に至り、同所から獄ノ尾川を北東進して起点に至る線に囲まれた一	平成19年11月1日から平成24年10月31日まで

円の区域

兵庫県告示第 1103 号

昭和63年兵庫県告示第1581号の7（銃猟禁止区域）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定した。」を「次の区域を銃器を特定猟具の種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表有馬町銃猟禁止区域の項、表書写銃猟禁止区域の項及び表鉢伏高原銃猟禁止区域の項名称の欄中、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域（銃器）」に改め、表白糸の滝銃猟禁止区域の項及び表社町貝原池銃猟禁止区域の項を削り、表グリーンエコー笠形銃猟禁止区域の項、表円山川公苑銃猟禁止区域の項及び表石生銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

<p>グリーンエコー笠形特定猟具使用禁止区域（銃器）</p>	<p>神崎郡神河町大字根宇野における町道笠形線と町道山田根宇野線との交点を起点として、同町道を西進して同町大字山田と同町根宇野の大字界との交点に至り、同所から同大字界を南進して同町大字山田と同町大字根宇野及び同町大字中村の3大字界交点に至り、同所から同町大字根宇野と同町大字中村の大字界を南東進して同町大字根宇野字ヒモノ木谷と同町大字根宇野字乳母懐との字界との交点に至り、同所から同字界を東進して林道根宇谷線との交点に至り、同所から同林道を北進して町道笠形線の終点に至り、同所から同町道を北進して兵庫県揖保川地域森林計画における旧神崎町32林班と旧神崎町33林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を東進して神崎郡神河町大字根宇野字笠形山と同町大字根宇野字大滑との字界との交点に至り、同所から同字界を北西進して同町大字根宇野字笠形山と同町大字根宇野字万代尾の字界との交点に至り、同所から起点に向かつて下りている尾根線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成20年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>
--------------------------------	---	--